

生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書

令和 年 月 日

福祉事務所長 印

次の世帯が、基準日※現在、生活保護法による「生業扶助（高等学校等就学費）」を
受給中であることを証明する。

※基準日：原則として 7 月 1 日（秋入学等 7 月以降に入学する場合は入学日）
4 ～ 6 月分相当額の前倒し給付を申請する新入生は 4 月 1 日

世帯主氏名	住 所	
世帯員氏名		
氏 名	続柄	生 年 月 日
証明書の使用目的		
愛媛県高等学校等奨学のための給付金の受給手続のため		
備考		

※従来の「生活保護受給証明書」により、「生業扶助（高等学校等修学費）の措置状況」が確認できる場合は、代用を「可」とする。